

五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ツキノワグマを人の生活圏内に誘引しないようにするため、不用となった柿等の実のなる樹木を伐採するための経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 次に掲げる要件の全てを満たす者について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 対象樹木を所有又は管理する個人または団体（自治会等）であること。
- (2) 五城目町に住所を有していること。
- (3) 本人及び同一世帯に属する者に町税等の滞納がないこと。

(補助対象樹木)

第3条 補助対象とする樹木は、次の全ての条件に該当する五城目町内の樹木とする。

- (1) 樹種は、柿や栗のほか、ツキノワグマを誘引するおそれがある樹木であること。
- (2) 申請者が樹木を管理する個人または団体（自治体等）である場合、樹木の所有者から伐採の同意を書面で得られた樹木であること。
- (3) 前項に関わらず、特に町長が伐採する必要があると認めた樹木であること。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は交付対象経費から除くものとする。

- (1) 五城目町に住所を有する事業者へ支払う補助対象樹木の伐採及び処分に係る経費
- (2) 自力で伐採した場合、第5条第1項第2号の規定に定める額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業者に委託した場合、前条の交付対象経費の2分の1に相当する額とし、50,000円を上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 自力で伐採した場合、対象樹木1本につき1,000円とし、申請者1人当たり20,000円を上限とする。

2 補助金の申請は、1世帯（1団体）当たり年度内1回限りとする。

(交付申請)

第6条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 伐採作業の委託に係る見積書の写し
- (3) 対象樹木の位置図
- (4) 対象樹木の記録写真
- (5) 所有者の同意を得ている場合、伐採に関する同意書（様式第2号）

(交付決定)

第7条 町長は、申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、当該申請書が到着した日から30日以内に交付の可否を決定し、五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を町長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金中止承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 対象樹木の記録写真
- （3） 委託料の領収書の写し

（交付額の確定等）

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、五城目町ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日より施行する。